

嵯峨山博議員ご逝去 / 志を受け継ぐために



2025年6月、私たちの大切な仲間であり、朝来市議会議員として常に誠実に市政に向き合ってこられた嵯峨山博議員が、ご病気のため急逝されました。あまりに突然の訃報に、私たちは深い悲しみと喪失感を抱えたまま、今もその現実を受け止めきれずにおります。

通夜・葬儀には多くの市民やご関係の方々が参列され、あふれるような涙とともに、嵯峨山議員の誠実で温かい人柄を偲びました。「戻って来てほしい」という思いを、誰もが胸に抱きながら見送った別れでした。

心からの感謝と敬意をもって、

嵯峨山博議員のご冥福をお祈り申し上げます。

議会での誠実な歩み

嵯峨山議員は2013年10月に初当選され、以降12年にわたり朝来市政の最前線で活躍されました。

文教民生常任委員会をはじめとして各常任委員会、議会広報特別委員会や議会運営委員会など多くの委員会での経験を積み、2021年からは副議長も務められました。

直近では、公立豊岡病院組合議会議員として地域医療の課題にも向き合い、さらに「請願受理及び個人情報取扱事務調査特別委員会」では市民の基本的人権と議会の倫理に深く関わる調査に全身全霊で取り組まれていました。

市民のため、静かに、強く

嵯峨山議員は決して声高に語る方ではありませんでした。けれども、誰よりも「市民の声」と「市政の信義」を大切にされていました。ときに不当な攻撃を受けながらも、一般市民が巻き込まれている状況では事を荒立てず、黙って受け入れる強さと優しさを持った方でした。

とりわけ晩年には、憲法に基づく請願権の尊重や議会運営の公正さを守るため、不正や不透明な動きに毅然と立ち向かう姿が、私たちの共感と信頼を集めていました。委員会では「誰も傷つけず、しかし真実は曲げない」という姿勢を貫かれました。

その一方で、体調を崩しながらも3月定例会に出席されるなど、ご自身を顧みず、与えられた職責を全うされました。私たちがもっと早く気づき、支えることができなければ——その悔恨は消えることがありません。

志を引き継ぐ決意

今、嵯峨山議員が残した言葉なき問いかけが、私たちに重くのしかかっています。市民のために正しきことを恐れず進める議会であるか。利害や損得ではなく、公正と誠実に基づいた政治がなされているか。その問いに、私たちは今こそ真正面から答えなければなりません。

嵯峨山議員が守ろうとした「当たり前の正義」を、私たちはこのまま風化させるわけにはいきません。市民の権利を守ること、議会の信頼を回復すること、それが今を生きる私たちの責務であり残された者の使命です。

朝来市創生の会

会員議員は
成長環境を保持し
議員としての
当たり前の努力を
惜しまず
議会活動の充実を
目指します



森下 恒夫



嵯峨山 博



藤原 正伸



松井 道信

令和7年6月定例会／議案審査の概要

今定例会では、福祉・医療・教育・インフラと多岐にわたる政策分野で、市民の生活を支える重要な案件が提案され、当会派としても内容を十分精査の上、賛成しました。今後も、将来を見据えた持続可能なまちづくりに貢献してまいります。以下に主な議案の概要とその意義について報告します。

■副市長の選任

現副市長の任期満了に伴い、天野修二氏が選任（再任）されました。任期は令和11年6月25日までの4年間です。

■国民健康保険税条例改正

令和7年度の国保財政に対応するため、税率および均等割・平等割の見直しが行われました。適切な財源確保と保険料水準の適正化を図る内容です。

■福祉医療費助成条例改正

県制度改正に伴い、低所得者の認定基準を見直し、助成対象の拡大を図るものです。社会的弱者への支

援体制がより強化され、「医療アクセスの確保」という福祉政策の基本に資するものです。

■和田山ジュピターホール

改修契約の変更

施設の老朽化に対応し、楽屋周辺の改修を追加。工事費が増額されましたが、市民の文化活動の拠点としての機能維持が期待されます。

■生活支援に関する予算措置

水道基本料金3か月分免除のための補正予算や、定額減税補足給付金など、物価高騰に対する支援や定額減税制度の実施に伴う制度的・技術的な不整合を是正して不公平感を解消するものです。

■公共施設の整備契約

- ・市営住宅宮ノ下第2住宅の改善工事契約
 - ・（仮称）自然環境保護施設の整備工事契約
- 老朽施設の更新や新たな教育研究・環境保全機能の拠点整備に向けた契約が承認されました。

「執行停止」は「仮の措置」／請願権侵害という発端の本質

関議員に対する処分の経緯と法的構図

請願権侵害問題（市民への不当な干渉）

市民による請願提出



関議員が賛同者を戸別訪問、意思決定に干渉



請願権侵害が発生



辞職勧告決議

除名処分と執行停止の司法的過程

関議員の議場での不穏当発言で、議会が除名処分



関議員が取消訴訟を提起



裁判所が処分の効力の一時停止を決定（取消訴訟は別途係属中）

令和7年6月9日、神戸地方裁判所は、関綾乃議員に対する除名処分について、その効力を一時的に停止する決定を出しました。この措置により、関議員は6月定例会から仮に議席に復帰しています。

但し、この決定は「執行停止」という仮の措置であり、本案（除名処分の適否）とは異なる手続によるものです。裁判所は未だ「除名処分の適法・違法」について判断しておらず、最終的な司法判断は今後の訴訟の中で慎重に審理されます。

それにも関わらず、関議員及び吉田議員は、執行停止決定をもって「議会が敗訴した」「議会が違法な処分をした」といった事実と異なる発言を公に繰り返しており、これは市民の誤解を招く政治的印象操作（プ

ロパガンダ）にほかなりません。

さらに重要なことは、今回の懲罰に至った発端が、関議員が請願の賛同者を戸別訪問し、撤回を促すなどして意思決定に干渉したことにあるということです。これは、日本国憲法第16条及び地方自治法第124条並びに請願法が保障する市民の請願権に対する明確な侵害行為であり、極めて重大な問題です。そして、たとえ将来的に除名処分が裁判で取り消されたとしても、**関議員が請願権を侵害したという事実と責任が消えるわけではありません**。訴訟の対象はあくまで除名処分の手続や重さの妥当性であり、関議員の行為そのものが正当化されるわけではないことを、私たちは強く指摘します。ご理解賜りますようお願いいたします。

